

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		運動場利用料金の減免の決定		
根拠例規及び条項		多治見市運動場の設置及び管理に関する条例(昭和 57 年条例第 7 号)第 12 条		
所 管 部 課 名		環境文化部 文化スポーツ課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	・ 多治見市運動場の設置及び管理に関する条例施行規則(平成 23 年規則第 38 号)第 8 条 ・ 多治見市公の施設等の使用料及び利用料金減免取扱規則(平成 9 年規則第 26 号)第 3 条、第 4 条		
	基 準	多治見市公の施設等の使用料及び利用料金減免取扱規則第 3 条、第 4 条に定めるところによる。		
	設定年月日	平成 13 年 9 月 21 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1 日程度 (注: 休日は含まない。)		
	内 訳	経由機関 日 (機関名) 協議機関 日 (機関名) 処分機関 1 日		
	設定年月日	平成 13 年 9 月 21 日	最終変更年月日	
備 考				